

社会福祉法人川崎愛児園 役員等報酬規程

(目的)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人川崎愛児園（以下「法人」という）定款第 8 条及び第 21 条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員及び評議員選任・解任委員会の委員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第 2 条 役員等には、別表の通り報酬等を支給する。

(報酬等の算定方法)

第 3 条 役員等に対する報酬の額は、別表に定める額とする。

2 役員等が職務のため出張をしたときは、旅費（交通費、宿泊料）を支給（実費分）する。

(報酬等の支給方法)

第 4 条 役員等に対する報酬は、当該会議に出席した都度、支給する。

2 報酬等は、法令の定めるところにより控除して支給する。

(改廃)

第 5 条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補足)

第 6 条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

別表

1. 社会福祉法人 川崎愛児園 役員旅費

| 役職名 | 会議名及び業務 | 支給額 |
|-----|-----------------|--------|
| 理事長 | 理事会・管理運営業務・検討事案 | 20,000 |
| 理事 | 理事会 | 10,000 |
| 評議員 | 評議員会 | 10,000 |
| 監事 | 監査・理事会・評議員会 | 10,000 |

2. 社会福祉法人 川崎愛児園 評議員選任・解任委員会の委員旅費

| 役職名 | 会議名及び業務 | 支給額 |
|----------------|-------------|--------|
| 評議員選任・解任委員会の委員 | 評議員選任・解任委員会 | 10,000 |

※ 職員の旅費は職員旅費規程